

第5次常滑市障がい者基本計画等策定業務委託事業候補者選考実施要領

1 業務の目的、プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

(1) 業務の目的

この業務は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、第5次常滑市障がい者基本計画、第7期常滑市障がい福祉計画及び第3期常滑市障がい児福祉計画（以下「第5次常滑市障がい者基本計画等」という。）を一体的に策定するにあたり、必要な支援を受けることを目的とする。

(2) プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

第5次常滑市障がい者基本計画等を円滑に策定するにあたり、障がい者（児）福祉施策に関連する調査、分析等に精通した事業者を、価格のみの競争ではなく、高度な創造性、技術力、専門的な知識、他自治体での導入実績等から総合的に判断する必要があるため。

2 業務概要

(1) 業務名

第5次常滑市障がい者基本計画等策定業務委託事業

(2) 業務場所

常滑市内

(3) 業務内容

「第5次常滑市障がい者基本計画等策定業務委託事業仕様書」（別紙1）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(5) 提案限度額

5,940,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳）

障がい者基本計画・障がい福祉計画・・・	4,158,000円
障がい児福祉計画・・・・・・・・・・・・・・・・	1,782,000円

※調査、分析、策定支援及び計画書の作成費等一切を含む。

3 受託候補者決定までのスケジュール（予定）

- | | | |
|---------------------|------|-----------------|
| (1) 実施の公表（ホームページ） | 令和5年 | 4月26日（水） |
| (2) 参加表明書提出期限 | 令和5年 | 5月8日（月）午後5時15分 |
| (3) 提案資格の確認通知 | 令和5年 | 5月15日（月） |
| (4) 提案書の提出要請 | 令和5年 | 5月15日（月） |
| (5) 提案書の提出期限 | 令和5年 | 5月26日（金）午後5時15分 |
| (6) 審査 | 令和5年 | 6月1日（木）（予定） |
| (7) 審査結果の公表（ホームページ） | 令和5年 | 6月2日（金）（予定） |

4 提案資格及び手続等

(1) 提案資格

本業務のプロポーザルに提案書を提出する者は、次に掲げる資格要件を満たす者でなければならない。

ア 令和5年4月1日現在における常滑市の入札参加資格者名簿（令和4・5年度）登録者のうち「あいち電子調達共同システム（物品）」の以下の分類に登録がある者であること。

- 大分類「3. 役務の提供等」
- 中分類「7. 調査委託」
- 小分類「14. 福祉関係調査」

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。

ウ 参加表明書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの期間において、常滑市指名停止取扱要綱（平成20年4月1日施行）による指名停止の措置を受けていない者であること。

エ 次の申立てがされていないこと。

- a 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立て
- b 会社更生法第17条に基づく更生手続き開始の申立て
- c 民事再生法第21条の規定による再生手続きの申立て

オ 「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月1日付常滑市長・常滑警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

カ 過去において市町村等から受託して、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」又は障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」の策定に係る支援業務若しくは当該支援の類似業務を行った実績があること。

(2) 参加表明

本業務のプロポーザルへの参加を希望する者は、前記4（2）に示した指定の日までに、プロポーザル参加表明書（様式1）を提出し、参加表明を行うものとする。

ア 参加表明書の入手方法

常滑市ホームページからダウンロードするか、若しくは、常滑市福祉課にて交付する。

イ 提出場所及び提出方法

持参又は郵送にて常滑市福祉課へ1部提出すること。

(3) 質問の提出及び回答

ア 質問書の提出方法

参加表明をした事業者において、本業務に対する質問がある場合は、質問書（任意様式）を常滑市福祉課のメールアドレス宛に電子メールにて提出すること。（件名を「障がい者基本計画等に対する質問」とすること。）

なお、電話や窓口での口頭での質疑は一切受け付けないものとする。

イ 提出期限

令和5年5月16日（火）午後5時15分まで

ウ 質問書に対する回答

質問に対する回答は、参加表明のあった全事業者に令和5年5月18日（木）までに電子メールにて回答するものとする。

5 提案方法

参加表明者の提案資格の確認後、選定通知書（様式2）及び提案書提出要請書（様式3）の送付を受けた者は、以下のとおり提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案書（様式4）

イ 企画提案書（任意様式）

「第5次常滑市障がい者基本計画等策定業務委託仕様書」（別紙1）に基づき、次の事項を踏まえて提案すること。なお、形式は原則A4判（図表はA3判をA4判に折り込むことも可）の印刷物とする。

- ・本業務に関する基本的な考え方・視点について
- ・本業務の実施内容・方法について
- ・本業務のスケジュールについて
- ・過去の類似業務の実績等及び本業務に活かせるノウハウなど
- ・業務執行体制について

※体制図を添付し、統括責任者・担当者等の氏名を記載すること。

- ・その他実施するにあたって必要と思われる事項

ウ 見積書（任意様式）

提案内容の実施に要する費用を記入し、積算根拠となる見積金額の内訳書を添付すること。

※ 「障がい者基本計画・障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」それぞれの見積金額が分かるように記載すること。

エ その他参考資料等（任意様式）

会社パンフレット、これまでに受託・作成した同種の計画の一覧表等

(3) 提出場所及び提出方法

持参又は郵送にて常滑市福祉課へ提案書（様式4）1部と提出書類8部（正本1部、副本7部）を提出すること。

※郵送の場合は、提出期限必着とする。

(4) 提出期限

前記3（5）に示した指定の日まで

(5) 提案書の取り扱い

ア 提案書提出後の記載内容の変更は認めない。

イ 提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は提出者の負担とし、提出された提案書は返却しないものとする。

ウ 提出された提案書は、受託候補者を特定する目的にのみ使用し、提出者に無断でその他の目的には使用しない。

エ 提出された提案書等は、必要に応じて複製することもあり得る。

6 審査方法

提案書の提出後、提案事業者ごとにプレゼンテーション、ヒアリングを実施する。

プレゼンテーションの順番は提案書の受付順とする。

提案事業者が1社の場合でもプレゼンテーションを行う。

(1) 日時及び場所

令和5年6月上旬に常滑市役所で行う。詳細については提案事業者に通知する。

(2) 実施時間

プレゼンテーションは15分以内とし、プレゼンテーション終了後、ヒアリングを15分程度行うものとする。

(3) 出席者

最大4名とし、プレゼンテーションは実際に計画策定業務に携わる担当者として市との連絡調整を最も多く行う者で、契約終了まで携わる者が行うものとする。

(4) その他

スクリーンについては、必要があれば事前連絡の上常滑市が準備する。ただし、パソコンは提案事業者側で持参するものとする。

7 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

庁内に設置する審査委員会において、プレゼンテーションと企画提案書の内容により、評価基準で定める項目について点数化し、審査委員会が評価した点数の合計が最も高い事業者を受託候補者として特定する。合計点数が最も高い事業者が2社以上ある場合は、評価項目のうち「現状把握」、「作業内容」及び「実施体制」の点数の合計が最も高い事業者を受託候補者とする。それでもなお同点の場合は、見積価格が低い事業者を受託候補者とする。

(2) 評価基準

項目	詳細	配点
全般	(1)「基本的な考え方」 ・本業務に対する基本的な考え方・視点はどうか。	5点
	(2)「障がい者（児）福祉施策の基礎的な知識」 ・国、県の動向や指針を理解し、障がい者（児）福祉施策の基礎的な知識があるか。	5点
現状把握	・常滑市の現状把握度評価。地域性を踏まえているか。	10点
作業内容	(1)「計画策定についての提案」 ・計画策定の提案は的確か。	10点
	(2)「アンケート調査」 ・アンケートは現状把握と課題を整理する手法は的確か。	15点
	(3)「計画イメージ」 ・施策体系、計画構成イメージの具体性。	10点

	(4)「策定委員会対応など」 ・策定委員会等のサポート体制、効果的な進行のための提案はどうか。	15点
実施体制	(1)「スケジュール」 ・作業工程イメージは具体的かつ実現可能であるか。	5点
	(2)「業務実施体制」 ・業務遂行に十分な組織体制が整っており、柔軟な対応が可能か。	10点
実績	・障害者計画・障害福祉計画の熟知度、経験。障がい者福祉施策関連のコンサルティングについて十分な実績があるか。	10点
見積価格	・提案に対する見積価格は適当であるか。	5点

(3) その他

受託候補者の特定にあたり、審査委員が評価した点数の合計が5分の3を下回った事業者との契約はしないものとする。

受託候補者が辞退した場合、または受託候補者がその資格を喪失した場合は、次順位の事業者を受託候補者として特定する。

審査委員会は非公開とし、審査の経過や結果など審査に関する問合せ及び異議申立ては受けない。

8 結果の通知及び公表方法

(1) 結果の通知

提案事業者に特定（非特定）通知書（様式5）により通知する。

なお、特定されなかった提出者は、書面によりその理由についての説明を求めることができるが、異議申立ては一切受けない。

(2) 公表方法

受託候補者の審査結果については、ホームページにて公表する。

9 その他留意事項

(1) 企画提案は1事業者1提案とする。

(2) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(3) 参加表明を取下げる場合は、令和5年5月26日（金）午後5時15分までに常滑市福祉課へ電子メールで連絡すること。

(4) 企画提案書に記載された業務執行体制（統括責任者、担当者等）の受託後の変更は、原則認めない。

(5) 提出書類に虚偽があったとき、提案資格を満たさないことが判明したときは、失格とする。

(6) 電子メールの通信事故があった場合でも、常滑市は一切の責任を負わない。

11 担当部課及び連絡先

(1) 担当部課

常滑市福祉部福祉課 障がいチーム

(2) 連絡先

〒479-8610 常滑市飛香台3丁目3番地の5

電 話 0569-34-7744

メール fukushi@city.tokoname.lg.jp